情報を伝える　魅力が伝わる　十日町市をもっと好きになる

とおかまち 市報

Public Relations

No.341

6/25 2020

令和2年 6月25日号

当間高原リゾートベルナティオ コテージ

新型コロナウイルス感染症対策特別編集

P2 国民健康保険税の減免
P3 十日町市出身学生応援ふるさと便
P4 公共施設などの利用を再開しています
P6 傷病手当金の支給／介護保険料の減免／市内の屋内体育施設定期券（A・B）の有効期限延長措置
P7 吉永小百合・村治佳織チャリティ朗読コンサート 祈るように語り続けたい～被爆・戦後75年特別事業～
P8 日本遺産に認定されました／寄付ありがとう／中止となった主なイベント・催し

国民健康保険税の減免

申・問市民生活課国保年金係☎757-3735

生活支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が一定程度減少するなどしたときは、申請により国民健康保険税の減免を受けることができます。申請の際は、事前に電話で相談してください。

●対象世帯

十日町市国民健康保険被保険者の属する世帯で、次の①②のいずれかに該当するとき

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入など」）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯

ア：主たる生計維持者の事業収入などのいずれかの減少額（保険金などの補填金額を控除した額）が前年の当該事業収入などの額の10分の３以上である

イ：主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1000万円以下である

ウ：減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である

●減免額

①に該当するとき：全部減免

②に該当するとき：【表１】によって算出した対象保険税額に【表２】に基づく減免割合を乗じた金額

●対象となる保険税

令和２年２月～令和３年３月分の保険税

●申請に必要なもの

・被保険者証
・印鑑（認印）
・国民健康保険税減免申請書
・診断書など※死亡または重篤な傷病を負ったとき
・前年の収入金額などがわかる書類（確定申告書、源泉徴収票など）※事業収入などの減少のとき
・直近３か月程度の収入金額などがわかる書類（帳簿、給与明細書など）※事業収入などの減少のとき

【表１】対象保険税額の算出方法

対象保険税額＝Ａ×Ｂ÷Ｃ

Ａ：世帯全体の保険税額

Ｂ：主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などの前年の所得金額

Ｃ：主たる生計維持者および同じ世帯に属する被保険者全員の前年の合計所得金額

【表２】減免割合

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下	全　部
400万円以下	10分の８
550万円以下	10分の６
750万円以下	10分の４
1000万円以下	10分の２

十日町市出身学生応援ふるさと便

～新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学生支援プロジェクト～

学生支援

問企画政策課移住定住推進係 ☎755-5137

新型コロナウイルスの影響により、普段とは異なる環境で学生生活を送ることとなった状況にもかかわらず、ふるさと十日町市を離れて頑張っている学生への応援として、「十日町市カタログギフト」と「正絹（しょうけん）マスク」を贈る事業を行っています。

これまでは、県外に住む学生が対象でしたが、６月15日より「十日町市以外の新潟県内市町村に在住する学生」も対象となりました。ぜひ申込みください。

対象者　①現在十日町市以外の新潟県内市町村で暮らしている学生 New
②現在新潟県外で暮らしている学生
※市出身の大学・大学院・短大・専門学校・専修学校の学生が対象

贈り物　十日町市カタログギフト（２品分）・正絹マスク（１枚）

申込方法　学生本人が市ホームページより申込みください
※家族による代理での申込みもできますが、事前に学生本人にその旨を伝えてください

申込期間　９月30日㈬まで

［十日町市カタログギフト］

［正絹マスク］

学生からのメッセージ

コロナ禍の中、１人暮らしで不安でしたが、ふるさと十日町市からこのような応援をいただき、とても嬉しかったです。

応援ふるさと便の支援をうけて改めて良いまちで生まれ育ったのだと実感しました。いずれ、十日町市に恩返しできるように頑張ります。

帰省自粛中、十日町市に帰れないことはとても辛く、改めて十日町市が好きだと実感しました。来年からは社会人として、十日町市に貢献できるよう頑張ります。

十日町市は大好きなふるさとなので、誇りをもって友達に紹介しています。さらなる発展を目指して、がんばれ十日町！

学生支援プロジェクト
ＱＲコード

公共施設などの利用を再開しています

生活支援

問新型コロナウイルス感染症対策本部（防災安全課内）☎757-3197

県をまたぐ移動自粛の解除に伴い、休止していた公共施設および観光施設の利用を再開しています。

各施設において、感染予防の徹底および３密回避を実施しながら利用再開しています。利用の際は感染拡大の防止にご協力をお願いします。

※内容は６月18日時点での情報であり、今後の感染症の状況に応じ、変更となることがあります

No	施設名称	6月19日㈮～	
1	十日町市民交流センター「分じろう」	全館	通常利用
2	十日町市民活動センター「十じろう」	全館	通常利用
3	情報館	全館	通常利用
4	中央公民館「段十ろう」	全館	通常利用
5	中条公民館	全館	通常利用
6	川治公民館	全館	通常利用
7	飛渡公民館	全館	通常利用
8	吉田公民館	全館	通常利用
9	下条公民館	全館	通常利用
10	水沢公民館	全館	通常利用
11	川西公民館	全館	通常利用
12	中里公民館	全館	通常利用
13	松代公民館	全館	通常利用
14	松之山公民館	全館	通常利用
15	笹山縄文館	全館	通常利用
16	上野コミュティーセンター	全館	通常利用
17	越後松之山「森の学校」キョロロ	全館	【５都道県を除く】通常利用
18	博物館	全館	【５都道県を除く】通常利用（団体利用等は当面休止）
19	越後妻有文化ホール	全館	条件付利用（定員50%以内の339人に入場制限）
20	十日町総合体育館	全施設	通常利用
21	川西総合体育館	全施設	通常利用
22	中里体育館	全施設	通常利用
23	松代総合体育館	全施設	通常利用
24	松之山体育館	全施設	通常利用
25	武道館	全施設	通常利用
26	吉田ふれあいスポーツセンター	全施設	通常利用
27	スポーツパレス川西	全施設	通常利用
28	小学校体育館（学校活動を除く）	全部	通常利用
29	中学校体育館（学校活動を除く）	全部	通常利用
30	旧八箇小学校体育館	全部	通常利用
31	旧東下組小学校体育館	全部	通常利用
32	旧浦田小学校体育館	全部	通常利用
33	旧松里小学校体育館	全部	通常利用

No	施設名称	6月19日㈮～	
34	旧倉俣小学校体育館	全部	通常利用
35	陸上競技場	全施設	通常利用
36	笹山野球場	全施設	通常利用
37	橘運動公園	全施設	通常利用
38	中里グラウンド	全施設	通常利用
39	信濃川運動公園	全施設	通常利用
40	水沢運動公園	全施設	通常利用
41	庚塚運動場	全施設	通常利用
42	総合公園テニスコート	全施設	通常利用
43	総合公園野球場	全施設	通常利用
44	飛渡運動広場	全施設	通常利用
45	白倉運動場	全施設	通常利用
46	倉俣グラウンド	全施設	通常利用
47	松代グラウンド	全施設	通常利用
48	松之山グラウンド	全施設	通常利用
49	松代クロスカントリースキーコース	全施設	通常利用
50	松之山クロスカントリースキーコース	全施設	通常利用
51	松之山ゲートボールハウス	全施設	通常利用
52	当間多目的グラウンド「クロアチアピッチ」	全施設	通常利用
53	吉田クロスカントリー競技場「多目的広場」	全施設	通常利用
54	小学校グラウンド(学校活動及び児童の健康保持活動を除く)	全部	通常利用
55	中学校グラウンド(学校活動及び生徒の健康保持活動を除く)	全部	通常利用
56	越後妻有交流館キナーレ「明石の湯」	全施設	【５都道県を除く】通常利用（サウナ・仮眠室は人数制限あり）
57	千手温泉千年の湯	全施設	【５都道県を除く】通常利用（サウナ・仮眠室は人数制限あり）
58	ミオンなかさと	全施設	【５都道県を除く】通常利用（宿泊を含む）（サウナ・仮眠室は人数制限あり）
59	ゆくら妻有	全施設	【５都道県を除く】通常利用

No	施設名称	6月19日㈮～	
60	まつだい芝峠温泉「雲海」	全施設	【５都道県を除く】通常利用（サウナ・仮眠室は人数制限あり）
61	十日町市松之山温泉センター「鷹の湯」	全施設	【５都道県を除く】通常利用
62	十日町市総合観光案内所	窓口売店	通常利用
63	松代・松之山温泉観光案内所	窓口売店	通常利用
64	十日町地域地場産業振興センター「クロステン」	全館	通常利用
65	十日町市総合福祉センター「サンクロス」	全館	通常利用
66	仙田体験交流館	全館	通常利用
67	まつだいふるさと会館	全館	通常利用
68	中里ショッピングセンター「Uモール」	２階部分	通常利用
69	十日町市農産物加工直食施設（ほほえみ）	全館	通常利用
70	十日町市特産品・加工・販売施設（黒倉ハーブ園内）	全館	通常利用
71	越後妻有里山現代美術館「キナーレ」	全館	【５都道県を除く】通常利用
72	奴奈川キャンパス	全館	【５都道県を除く】通常利用
73	まつだい雪国農耕文化村センター「農舞台」	全館	【５都道県を除く】通常利用
74	清水ミュージアム	全館	【５都道県を除く】通常利用
75	十日町市まつだい郷土資料館	全館	【５都道県を除く】通常利用
76	ベリーハウス	全館	【５都道県を除く】通常利用
77	清津峡渓谷トンネル	全施設	【５都道県を除く】通常利用
78	清津倉庫美術館	全館	【５都道県を除く】通常利用
79	十日町市里山文化交流施設「東川美術館」	全館	【５都道県を除く】通常利用
80	十日町市オーストラリアハウス	全館	【５都道県を除く】通常利用
81	夢の家	全館	【５都道県を除く】通常利用
82	うぶすなの家	全館	【５都道県を除く】通常利用
83	脱皮する家	全館	【５都道県を除く】通常利用
84	光の館	全館	【５都道県を除く】通常利用
85	十日町市里山文化交流施設「三省ハウス」	全館	【５都道県を除く】通常利用
86	キャンパス白倉	全館	【５都道県を除く】通常利用
87	芋川交流広場「清津川フレッシュパーク」	全施設	【５都道県を除く】通常利用（キャンプは除く）
88	星峠の棚田	全域	【５都道県を除く】通常利用

No	施設名称	6月19日㈮～	
89	美人林	全域	【５都道県を除く】通常利用
90	ナカゴグリーンパーク	全施設	【５都道県を除く】通常利用
91	節黒城跡キャンプ場	全施設	【５都道県を除く】通常利用
92	清田山キャンプ場	全施設	【５都道県を除く】通常利用
93	重地大池自然観察広場	全施設	【５都道県を除く】通常利用
94	七ツ釜キャンプ場	全施設	【５都道県を除く】通常利用※７月１日㈬～８月13日㈭は道路工事のため利用不可
95	松代城跡公園キャンプ場	全施設	【５都道県を除く】通常利用
96	大厳寺高原キャンプ場「希望館」	全施設	【５都道県を除く】通常利用
97	大厳寺高原キャンプ場	全施設	【５都道県を除く】通常利用
98	大厳寺高原キャンプ場「ばーどがーでん」	全施設	【５都道県を除く】通常利用
99	ひだまりプール	全館	通常利用
100	十日町市老人福祉センター「平成園」	全館	通常利用
101	十日町市老人福祉センター「羽根川荘」	全館	通常利用
102	川西福祉センター	全館	通常利用
103	中里保健センター	全館	通常利用
104	松代ゆうあいセンター	全館	通常利用
105	川西高齢者コミュニティーセンター	全館	通常利用
106	高齢者憩いの家	全館	通常利用
107	十日町子育て支援センター「くるる」	全館	通常利用
108	子育て支援センター「つどいの広場」	全館	通常利用
109	川西子育て支援センター「えくぼ」	全館	通常利用
110	中里子育て支援センター「きらりん」	全館	通常利用
111	松代子育て支援センター「すくすく」	全館	通常利用
112	松之山子育て支援センター「にこにこ」	全館	通常利用
113	児童センター「めごらんど」	全館	【県民限定】通常利用

傷病手当金の支給

申・問市民生活課国保年金係☎757-3735

生活支援

新型コロナウイルスに感染するなどし、その療養のため仕事を休み、給与の全部または一部を受けることができなくなったときに傷病手当金を支給します。申請の際は、事前に電話で相談してください。

●**対象者**＝十日町市国民健康保険および新潟県後期高齢者医療制度に加入している被用者（給与の支払いを受けている人）のうち、次のいずれかに該当する人
・新型コロナウイルスに感染した人
・発熱などの症状があり、新型コロナウイルスの感染が疑われる人

●**支給対象日数**＝労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日数

●**支給額**＝【直近の継続した３月間の給与収入の合計額÷就労日数】×３分の２×支給対象日数

●**適用期間**＝令和２年１月１日から令和２年９月30日までの間で療養のため労務を服することができない期間（入院が継続するときなどは最長１年６か月まで）

●**申請に必要なもの**
・被保険者証
・印鑑（認印）
・振込先口座のわかるもの（通帳など）
・国民健康保険傷病手当金支給申請書

介護保険料の減免

申・問医療介護課介護保険係☎757-3757

生活支援

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が一定程度減少するなどしたときは、申請により、介護保険料の減免を受けることができます。

●**対象者**＝介護保険の第１号被保険者（65歳以上）で、次の①②のいずれかに該当する人
①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人
②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、次のアイの両方に該当する人
ア：収入減少額（保険金などで補填される額を控除した額）が前年の10分の3以上である
イ：減少が見込まれる事業収入など以外の前年の合計所得が400万円以下である

●**対象となる保険料**＝令和２年２月～令和３年３月分の介護保険料

●**申請方法**＝申請用紙のほか、診断書や収入減少を証明する書類（給与明細の写し、帳簿の写し）などが必要になります。詳しくは問い合わせてください。

市内の屋内体育施設定期券（A・B）の有効期限延長措置

問スポーツ振興課体育施設係☎756-5013

健康対策

利用の一部制限または休止をしていた屋内体育施設の定期券の有効期限を延長します。

●**延長日数**＝所有する定期券の有効期限のうち、令和２年３月５日㈭から令和２年５月31日㈰までの該当する日数

●**申請方法**＝定期券を発行している各体育施設の窓口へ申請

●**申請期限**＝令和３年５月31日㈪まで

●**措置内容**＝
①申請日現在、定期券が有効期限内にあるとき
→定期券の有効期限に延長日数分を加算し再発行
②申請日現在、定期券が有効期限切れのとき、次のいずれかを選択
→新たに購入する定期券の有効期限に延長日数分を加算
→延長日数分を有効期限とする特別定期券の発行

●**申請窓口**＝
・十日町市総合体育館　・川西総合体育館
・中里体育館　・松代総合体育館
・松之山体育館

吉永小百合・村治佳織チャリティ朗読コンサート

祈るように語り続けたい

～被爆・戦後75年特別事業～

イベント

問生涯学習課生涯学習係☎757-5011

市では、これまで原水爆禁止十日町市協議会とともに、市民の皆さんの協力を得ながら、反戦・平和に向けた活動を積極的に進めてきました。被爆・戦後75年の節目となる今年は、俳優の吉永小百合さんとギター奏者の村治佳織さんによる朗読コンサートを開催します。

吉永小百合プロフィール

俳優。作品に「キューポラのある街」「愛と死をみつめて」「母と暮せば」、最新作「最高の人生の見つけ方」は121作目。1986年より始めた原爆詩の朗読は30年以上。また2011年東日本大震災以降は、福島の詩人達、子供の詩も読み始める。ＴＢＳラジオ「今晩は吉永小百合です」放送中（毎週日曜日22時30分）。

村治佳織プロフィール

ビクターより15歳でCDデビュー。N響を初め国内外主要オーケストラとの共演も多い。2003年英国の名門クラシックレーベルDECCAと日本人としては初の長期専属契約を結ぶ。2018年９月にリリースした『シネマ』は、第33回日本ゴールドディスク大賞インストゥルメンタル・アルバム・オブ・ザ・イヤーを受賞。

日令和２年８月23日㈰午後２時開演（開場午後１時30分）
会越後妻有文化ホール「段十ろう」
対小学生以上の市民
定ホール客席：330席、だんだんテラス：50席　計380席（全席指定）
※応募者多数のときは抽選
他公演中の写真撮影・録音・録画は禁止
〆７月27日㈪当日消印有効
※８月上旬に入場券の発送または抽選結果などをお知らせします
申往復はがきに郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号を記入して、〒948-0083十日町市本町１上508-2「段十ろう」内「吉永小百合・村治佳織チャリティ朗読コンサート」係へ（返信用にも住所、氏名を記入）

●**応募に関する注意事項**
・転売目的の応募は禁止
・応募は１人１枚（１席）とし、氏名にはふりがなを明記
・車いす席希望者はその旨を明記
・介助が必要な人は付添人の住所、氏名、電話番号を明記
・記入内容に不備があるときは無効
・新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、中止となるときあり

※新型コロナウイルス感染防止の観点から、「ホール」の入場定員を制限しているため、「だんだんテラス」も客席として使用します。「だんだんテラス」では映像と音のみの鑑賞となりますので、あらかじめご了承ください

■発行/十日町市役所 〒948-8501 新潟県十日町市千歳町３丁目３番地 TEL.025-757-3112 FAX.025-752-4635
E-mail koho@city.tokamachi.lg.jp URL http://www.city.tokamachi.lg.jp/■編集/企画政策課広報広聴係

Photo by Tsutomu Yamada

Photo by Ayumi Yanagi

十日町市の豪雪に関わる歴史・文化のストーリー「究極の雪国とおかまち －真説！豪雪地ものがたり－」が「日本遺産」に認定されました。

マ・ヤンソン／MAD アーキテクツ「Tunnel of Light」
Photo by Tsutomu Yamada

Photo by Tsutomu Yamada

日本遺産
JAPAN HERITAGE

世界有数の豪雪地として知られる十日町市。
ここには豪雪に育まれた「着もの・食べもの・建もの・まつり・美」の
ものがたりが揃っている。人々は雪と闘いながらもその恵みを活かして暮らし、
雪の中に楽しみさえも見出してこの地に住み継いできた。
ここは真の豪雪地ものがたりを体感できる究極の雪国である。

寄付ありがとう

※敬称略

●**手指消毒エタノール寄贈**＝八海醸造（南魚沼市）
寄贈いただいた製品は、市内の医療機関や福祉施設へ配布し、感染対策に役立てさせていただきます。

中止となった主なイベント・催し

イベント名など	開催予定だった日	問合せ
第８回十日町市民盆踊り大会	８月16日(日)	市民盆踊り大会事務局（☎090-5769-8404）
第30回ロ・マン24inまつだい	10月３日(土)～４日(日)	松代公民館（☎597-2301）
第53回十日町市美術展	10月中旬	生涯学習課（☎757-5011）